

お知らせ

## 11月12日から25日までは 女性に対する暴力をなくす運動週間



問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当

### DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか？

DVとは、配偶者や元配偶者、恋人など、親密な関係にある相手から振られる暴力のことです。家庭内の問題や個人的な問題として考えられがちで、表面に出にくい特徴があります。家庭内のことでも暴行などに当たる行為が行われた場合、それは犯罪であり、重大な人権侵害です。どんな理由があっても、暴力や暴言であなたを支配しようとすることは、絶対に許されません。

秘密厳守、無料で相談できる場所があります。一人で悩まず相談してください。また、緊急の場合は、迷わず110番通報を！

### 暴力には5つの種類があります

**身体的暴力** 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざす

**精神的暴力** 「誰のおかげで生活できているんだ」「役立たず」等の暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視する、無視する

**経済的暴力** 必要な生活費を渡さない

**性的暴力** 性行為の強要、避妊に協力しない

**子どもを利用した暴力** 子どもへの加害をほめかす、子どもに被害者が悪いと思わせる

### デートDVを知っていますか？

デートDVとは、交際相手との間の暴力のことで、力を使って相手を思い通りに支配することです。無視する、バカにする、常に行動をチェックする、他の人と仲良くしていると責める、いつもおごらせる、LINEや通話履歴を見る、メッセージの返事をすぐに返さないと怒るなどもデートDVのひとつです。相手が思い通りにならないと、脅しや暴力で従わせようとするのは愛ではありません。自分や自分の周りの人が被害者にも加害者にもならないよう、デートDVについて知りましょう。また、友人や家族が悩んでいたら、相談先があることを伝えてください。詳しくはこちら▶



### DV・デートDVに関する相談先

#### ◆DV相談+ (プラス)

☎0120-279-889

時間 電話およびメール相談：24時間  
チャット相談：正午～午後10時



#### ◆DVお悩みチャット@埼玉

日時 日・水・金曜日

午後3時～8時30分

※年末年始(12月29日～1月3日)を除く。



#### ◆埼玉県婦人相談センター

☎048-863-6060または#8008

日時 月曜日～土曜日 午前9時30分～午後8時30分

日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時

※年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

#### ◆埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)

☎048-600-3800

日時 月曜日～土曜日 午前10時～午後8時30分

※祝日、第3木曜日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

#### ◆西部福祉事務所(埼玉県福祉事務所)

☎049-283-6780

日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

### AV出演被害を知っていますか？

AV出演被害防止・救済法により、AV出演契約を取り消したり、販売や配信を停止することができます。一人で悩まず、すぐにご相談ください。詳しくはこちら▶



### AV出演被害に関する相談先

#### ◆性被害・性暴力被害者のための

「ワンストップ支援センター」

はやくワンストップ  
#8891